

静岡県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、静岡県内で薬局の開設許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が静岡県知事（以下「知事」という。）に報告する事項及びその方法、静岡県（以下「県」という。）による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を規定することにより、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

- (1) 本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を知事に対して報告（変更の報告を含む。）し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表する。
- (2) 薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めることとする。
- (3) 薬局開設者は、既に知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気が付いた場合、知事に対して速やかにその訂正を申し出ることとし、知事は速やかに所要の是正措置を行う。

3 運営体制

- (1) 本制度は、県健康福祉部生活衛生局薬事課（以下「薬事課」という。）において運営することを基本とする。
- (2) 住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、原則、保健所（静岡市及び浜松市保健所（以下「政令市保健所」という。）を含む。以下同じ。）又は薬事課が対応する。

4 薬局機能情報の報告・公表

(1) 薬局機能情報の報告・公表事項

報告・公表事項は、静岡県における薬局機能情報報告・公表事項（別表）のとおりとする。報告は、別添「薬局機能情報報告記載要領」により行うものとする。

(2) 薬局機能情報の報告時期

ア 新たに薬局の開設許可を受けた薬局開設者は、許可を受けた後、速やかに報告する（以下「新規報告」という。）ものとする。

イ 薬局開設者は、毎年3月末日までに、前年の12月31日における別表に掲げる事項を報告する（以下「定期報告」という。）ものとする。

ウ 薬局開設者は、既に報告した別表に掲げる事項のうち、次の事項について変更が生じたときは、速やかに報告する（以下「変更報告」という。）ものとする。な

お、他の事項の変更についても随時報告することは差し支えない。

1 管理、運営、サービス等に関する事項 (1) 基本情報	ウ薬局の名称、エ薬局開設者、オ薬局の管理者、カ薬局の所在地、キ薬局の面積、ク店舗販売業の併設の有無、ケ電話番号及びファクシミリ番号、コ電子メールアドレス、サ営業日、シ開店時間、ス開店時間外で相談できる時間、セ健康サポート薬局である旨の表示の有無、ソ地域連携薬局の認定の有無、タ専門医療機関連携薬局（がん）の認定の有無
2 管理、運営、サービス等に関する事項 (3) 薬局サービス等	ウ薬剤師不在時間の有無

(3) 薬局機能情報の報告方法

ア 新規報告

薬局開設者は、厚生労働省が整備する医療機関等情報支援システム（以下「G-M I S」という。）の「新規ユーザ登録申請フォーム（<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>）」から、ユーザ名とパスワードの付与を受け、G-M I Sにより報告するものとする。

イ 定期報告及び変更報告

薬局開設者は、G-M I Sにより報告するものとする。

(4) 薬局機能情報の確認

ア 知事は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、誤りがないか確認が必要と認める場合には、法第8条の2第4項の規定に基づき、政令市（静岡市及び浜松市）を含む市町その他官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な情報の提供を求めることができる。

イ 政令市保健所は、所管する薬局において薬局機能情報と異なる実態等を確認した場合は、速やかに薬事課に情報提供を行うよう努めることとする。

ウ 知事は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

エ 県は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされずに内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である当該情報について、公表することを一時停止することができる。

(5) 薬局機能情報の公表時期

ア 定期報告

県は、薬局開設者から定期報告により毎年3月末日までに報告された薬局機能

情報については、内容を確認後、速やかに公表する。

イ 新規報告及び変更報告

県は、薬局開設者から新規報告及び変更報告により報告された薬局機能情報については、速やかに公表する。

(6) 薬局機能情報の公表方法

ア 県は、厚生労働省が整備する薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）により、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表する。

イ 保健所及び薬事課は、医療情報ネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、薬事課及び保健所において、書面による閲覧又はパソコンのモニター画面での表示等により公表する。

(7) 薬局による情報提供

県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努める。

ア 薬局開設者は、薬局機能情報について、知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならないこと。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面の表示、CD-ROM等の交付）による情報の提供を行うことができるものとする。

イ 薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切な対応に努めるとともに、当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めること。

5 その他

(1) 薬局機能情報の報告方法の特例

薬局開設者は、G-M I Sを用いた報告が困難である場合に限り、薬局の所在地を管轄する保健所に以下の報告書を提出することにより、G-M I Sを用いた報告に代えることができる。

また、県は、提出された報告書の内容を代行入力機能によりG-M I Sへ入力する。

なお、政令市保健所は、受理した報告書（様式第1号～第2号）を速やかに薬事課に送付するものとする。

ア 新規報告

薬局機能情報報告書（様式第1号）

イ 定期報告

薬局機能情報報告書（様式第1号）

ウ 変更報告

薬局機能情報変更報告書（様式第2号）又は薬局機能情報報告書（様式第1号）
（変更報告が必須とされている項目以外の項目について報告する場合）

(2) 薬局の届出に係る情報共有

政令市保健所は、薬局開設者から法第10条の規定による薬局の廃止届（休止届及

び再開届を含む。) を受理した場合は、写しを薬事課へ送付する等、その情報を薬事課へ伝達することとする。

附則

この要領は、平成19年11月27日から施行する。

附則

この改正は、平成20年12月11日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年12月12日から施行する。

附則

この改正は、平成26年11月25日から施行する。

附則

この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年12月18日から施行する。

附則

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附則

この改正は、令和6年1月5日から施行する。

ただし、医療情報ネットでの公表は令和6年4月1日からとする。